

鳥取縣公報

告示

昭和二十二年一月十七日
第七百七十七號

金曜日

本報ノ大キクハ別冊ニ掲ゲル

鳥取縣告示第十一號

西伯郡大山村今在家耕地整理組合換地處分の件昭和二十二年一月七日認可した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第十二號

東伯郡浦安町中尾耕地整理組合換地處分の件昭和二十二年一月七日認可した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第十三號

東伯郡北谷村志津尾田耕地整理組合換地處分の件昭和二十二年一月七日認可した。

一月七日認可した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第十四號

家畜商免許試験を次のように施行するから試験を受けたい者は二月十五日迄に縣廳に到着するよう願書を提出せられたい。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、試験種目

牛商、馬商、豚商、繩羊商、山羊商

二、試験科目

(1) 筆記試験

(2) 畜産の大意

55000

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日、正月、夏、冬)
昭和二十二年一月十七日
第七百七十七號
昭和四年四月十五日(第三種郵便物認可)

- (ウ) 家畜衛生、家畜傳染病及び消毒法の大意
- (イ) 家畜飼養管理の大意
- (ニ) 家畜取引關係法規の大意

(2) 口答試問

三、試験期日

筆記試験

昭和二十二年二月二十三日午前九時半より

午前十時半まで。

口答試問

昭和二十二年二月二十三日午前十一時より

午後四時まで。

四、試験場

鳥取市東町

鳥取師範學校講堂

五、願書は家畜商取締規則第四條及鳥取縣令第一號(昭和十七年一月十三日昭和十九年一月縣令第三號改正)第一條第二十條参照の上市町村役場縣農業會郡市支部及地方事務所を經由して提出せられたい。

但し馬商にありては市町村役場縣馬匹組合郡市支部及地方事務所を經由すること。

六、免許申請者は試験當日午前九時までに試験場受付係に届出ること。

七、受験者は試験當日筆記用具及び晝食を持参すること。

鳥取縣告示第十五號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準中次のように改訂昭和二十一年十二月一日からこれを適用する。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

三、助産のため支出する費用は左によること。

(イ) 出産に際して妊産婦が配給を受ける材料費(ガイズ脱脂綿、ネル、晒等)は公定價格等による實費を支給する。

但し前項の材料費は妊産婦に直接支給しても差し支へない。

(ウ) 右材料費以外の助産のため支出する費用の程度は出産兒一人につき四十圓(保護施設にあつては一割五分引程度)以内とする。

鳥取縣告示第十六號

價格等取締規則第三條の規定により「輕便灯」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市鍛冶町一三

鳥取縣商業統制組合

理事長 山 本 鐵 太郎

二、届出品及び價格

(一) 品 名 輕 便 灯

(二) 販賣價格 單位 一箇 (二〇〇瓦入)

縣商統卸賣價格 小賣業者販賣價格

一〇圓〇〇 一一圓五〇

三、物價調整上必要のあるときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止することがある。